

相続回復請求権の消滅時効の完成前における取得時効の援用の可否

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和6年3月19日

【事件番号】 令和4年（受）第2332号

【事件名】 遺言無効確認等請求事件

【裁判結果】 上告棄却

【参照法令】 民法162条・884条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573418

名古屋大学教授 金子敬明

事実の概要

X女（原告・被控訴人・被被告人）は、昭和42年に、実母Cの姉であるB（大正6年生まれ）の養子となった。Y₁（被告・控訴人・上告人）は、BCの姉の息子であり、A（被告・控訴人）はXの実兄である。昭和42年当時、XおよびAは、BおよびCならびにBCの両親らと、Bの自宅であった本件不動産（東京都北区にある約100平米の土地およびその地上にある地下1階付3階建の建物）で同居しており、Y₁は、その母と、Bの自宅の近隣に住んでいた。Xは、昭和45年の婚姻を機にBの自宅を出たが、Aは、やはりその後にBの自宅を出たものの、平成2年頃から、Bの自宅の2階を賃借して再びBおよびCと同居するようになり、平成16年にBが死亡した後も本件不動産に居住している。Aは、Y₁の近隣に居住していたもののY₁と特に懇意にしていたわけではなく、むしろ実妹であるXと懇意にしていた。

Bは平成13年4月に、Y₁の自宅において、「遺産の分割はY₁、AおよびXに等分与とする」旨が記載された自筆証書遺言書（本件遺言書）を作成してY₁またはその母に交付した。また、Bは同日、「建築資金として参千五百万円をY₁に生前贈与します。」と記載された文書（本件贈与書面）を作成してY₁に交付した。これらは同一の封筒内に入れられ、Y₁の自宅で保管されていたが、封緘はされておらず、Y₁はBの生前から本件遺言書の存在および内容を知っていたものと推認さ

れる。

Xは平成14年7月に、Bについて後見開始の審判を申し立て、東京家裁は同年10月にBについて後見を開始し、成年後見人としてXを選任する旨の審判をした。Y₁は平成15年5月に、施設に入所したBと面会ができなくなったとして、Xを被告として、Bとの面会を求める旨の訴えを提起した。同訴訟では、Y₁の面会を認める内容の和解が成立した。

Bは本件不動産を所有していたところ、平成16年2月13日に死亡し、XがBの単独相続人となった。Xは同月14日以降、本件不動産を占有し、平成16年3月には本件不動産について相続を原因とする所有権移転登記手続をした。

Y₁は、Bの死亡後、Xを被告として、BとXの養子縁組の無効確認を求める訴えや、Bとの離縁やBの遺産を均等分割することの確認を求める訴え等を提起したが、いずれも請求が棄却されるなどした。さらにY₁は、平成29年に、Xを被告として、BからY₁に対する死因贈与、停止条件付き生前贈与または遺贈を原因とする贈与金3500万円の支払を求める訴えを提起し、その中で、Y₁は本件贈与書面を提出したが、平成30年5月にY₁敗訴の判決が下され、同判決は確定した。

Y₁は平成30年6月に、東京家庭裁判所に對し、本件遺言書について検認を申し立て、同年8月に検認を受けた。Y₁は、東京家庭裁判所に本件遺言の遺言執行者の選任を申し立て、平成31

年1月にY₂およびY₃（いずれも弁護士）が遺言執行者に選任された。XおよびAは、上記検認の申立てがされるまで、本件遺言書が作成されていたことをY₁等から全く聞かされていなかった。

Xは、平成31年2月21日付で、Y₁～Y₃（以下、この3名を「Yら」とする）およびAに対し、本件不動産についての取得時効を援用する旨が記載された内容証明郵便を送付し、翌々日までには到達した¹⁾。

本件訴訟は、XがYらおよびAを被告として令和元年に提起したものであり、本最高裁判決で扱われた論点に関わるのは、予備的請求（ちなみに、主位的請求は、遺言者Bの意思無能力ゆえに本件遺言が無効であることの確認請求である）のうち、Y₁およびAのXに対する本件不動産の持分移転登記請求権が存在しないことの確認を求める請求（以下「本件請求」とする）である。

本件請求について、第一審（東京地判令3・1・14公刊物未登載、LEX/DB25587598）、原審（東京高判令4・7・28判タ1518号113頁）ともXの請求を認めた。原審はまず、「相続人間における相続財産の取得にかかる時効に関しては、相続回復請求権について定めた民法884条をもって規律されるべきであり、同条の消滅時効が完成しておらず、真正相続人が相続回復請求をすることができる間は、当該真正相続人は、同法162条の取得時効によって所有権を取得することはできない」とするYらおよびAの主張（大判明44・7・10民録17輯468頁および大判昭7・2・9民集11巻3号192頁を引用）を排斥した。その上で、Xは平成16年2月14日以降、本件不動産を、同日の時点で本件遺言書の存在およびその内容を知らなかったものであるから、所有の意思をもって占有したものであり、Y₁およびAが本件遺言によって本件不動産の共有持分を取得したことを知らず、そのことに過失もなかったと認められるとして、10年間の取得時効（民法162条2項）の主張を認めた。

これに対してYらが上告受理申立てをしたが、最高裁は上告を棄却した。

判決の要旨

「民法884条所定の相続回復請求権の消滅時効

と同法162条所定の所有権の取得時効とは要件及び効果を異にする別個の制度であって、特別法と一般法の関係にあるとは解されない。また、民法その他の法令において、相続回復請求の相手方である表見相続人が、上記消滅時効が完成する前に、相続回復請求権を有する真正相続人の相続した財産の所有権を時効により取得することが妨げられる旨を定めた規定は存しない。

そして、民法884条が相続回復請求権について消滅時効を定めた趣旨は、相続権の帰属及びこれに伴う法律関係を早期かつ終局的に確定させることにある（最高裁昭和……53年12月20日大法廷判決・民集32巻9号1674頁参照）ところ、上記表見相続人が同法162条所定の時効取得の要件を満たしたにもかかわらず、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成していないことにより、当該真正相続人の相続した財産の所有権を時効により取得することが妨げられると解することは、上記の趣旨に整合しないものというべきである。

以上によれば、上記表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるものと解するのが相当である。このことは、包括受遺者が相続回復請求権を有する場合であっても異なるものではない。したがって、Xは、本件不動産に係るY₁及びAの各共有持分権を時効により取得することができる。」

前掲大判明治44年および大判昭和7年は、いずれも戦前の家督相続制度を前提とする相続回復請求権に関するものであり、本判決の判断は、これらの大審院判例に抵触するものではない。

判例の解説

一 本判決の意義

相続回復請求の相手方である表見相続人は、民法884条の消滅時効の完成前であっても、相続回復請求権を有する真正相続人の相続した財産の所有権を時効取得した（民法162条）と主張することができるか²⁾。この点（以下「本論点」とする）について、Yらが引用する大判明治44年（なお、家督相続ではなく遺産相続の事例である）および大

判昭和7年は否定的な態度を示していた。これに対して、学説では、民法884条の消滅時効の完成前でも、時効取得の援用を肯定すべきであるとする説が従来から有力に主張されていた³⁾。また、所有者不明土地関係の改正が法制審議会の部会で審議された際にも、「相続回復請求権の消滅時効の制度と所有権の取得時効の制度とは全く別の制度であり、取得時効の要件を充たしているのに、その援用が妨げられるとする事の合理性には疑問もある」との指摘がされていた⁴⁾。本判決は、このような流れに沿う形で、肯定説を採用したものであり、実務上および理論上、大きな意義を有する⁵⁾。

なお、本件事案で真正相続人に相当するのは、割合的包括遺贈の受遺者であるY、およびAであるが、本判決は、包括受遺者も「相続回復請求権を有する」こと⁶⁾を前提に、本論点につき真正相続人と同じ扱いを受けるとしている。判決文では一文で済まされているほど付随的な論点ではあるが、この点も、実務上および理論上、大きな意義を有する。包括受遺者が相続回復請求をする場合には、相手方たる表見相続人⁷⁾に、最大判昭和53年という「善意かつ合理的事由」が比較的認められやすいと思われる。というのも、表見相続人が、他に法定相続人が存在することを正當に知らないという場合はそうそう起こらないのと比べると、遺言（ひいては包括遺贈）の存在を正當に知らないという場合は相応の頻度で起こりうると考えられるからである。

二 相続回復請求と取得時効との関係

相続回復請求における主要な争点である、Aの相続において原告と被告のどちらがどれだけの割合でAを相続する資格を有するかは、相続財産に属するあらゆる個々の財産の帰属の問題に、影響を与える。この点において、相続回復請求は、個別の物ごとの制度であるにすぎない取得時効と、同一の平面に立たない。

しかし、相続回復請求といえども、個々の財産についての請求という形をとらざるを得ない。そこで、ある物についての訴訟で、これらの攻撃防御方法の両方が成り立つ場合に、相互の関係をどうとらえるかという問題が生じる。

まず、相続回復請求がすべてを支配するという

考え方がありうる（第1の理解）。これによると、相続回復請求権が時効消滅すれば、相続財産に属するあらゆる個々の財産について真正相続人による回復が認められないし、逆に、相続回復請求権が時効消滅していない限りはあらゆる個々の財産について回復が認められる（ここで取得時効を使って個別の物についてその回復を妨げることは許されない）ことになる⁸⁾。しかし本判決は、第1の理解を否定して、2つの制度を「要件及び効果を異にする別個の制度」であるとした（第2の理解）。

原審は、第1の理解を、前掲最大判昭和53年による民法884条の消滅時効の援用権者の限定と組み合わせると、表見相続人に「善意かつ合理的事由」がない場合には、却って当該表見相続人は取得時効を援用しうることになり、「善意かつ合理的事由」のある表見相続人が取得時効を援用できないのと均衡を失する、という。しかし、相続回復請求に該当する請求であって、表見相続人が「善意かつ合理的事由」を欠くために民法884条の消滅時効の援用が認められない事例においては、真正相続人はいつまでも回復を求めることができることも考えられるのであり、むしろ、第1の理解からはその方が自然ですらある。

しかしながら、最高裁は、相続回復請求に該当するが「善意かつ合理的事由」を欠くために民法884条の消滅時効を援用することができない事例において、真正相続人はいつまでも回復を求めることができる、とは考えていなかった。すなわち、最高裁は、表見相続人が時効取得を援用することで真正相続人による回復を妨げる可能性を、最大判昭和53年のすぐ後の判例で認めていた（最判昭54・4・17判時929号67頁①事件）。そうすると、最高裁は昭和53～54年の段階ですでに、本論点について暗に態度決定をしていたとみることもできよう。

もっとも、前掲最判昭和54年は、取得時効を主張する表見相続人に「単独の自主占有」を認定することができる場合⁹⁾を限定し、その認定を、表見相続人に「善意かつ合理的事由」があることに依存させるかの如き判断を示した（取得時効の主張を認めた原審の判断を破棄）。そうすると、最高裁が本当に、真正相続人はいつまでも回復を求めることができるとは考えていなかったと断言できるのか、やや疑わしく思えてくる。翻って、本

件事案は、回復を請求しているのが包括受遺者であったため先述のように「善意かつ合理的事由」が表見相続人にあったと言いやすかった点、さらに、Xが単独相続人であったため、本件不動産を他の相続人のためにも占有していたと評価する余地がなかった点が、特徴的である。そうすると、これまでの最高裁の判例法理を前提にする限り、本論点について本判決が示した法理をうまくあてはめることのできる事例の範囲は意外と狭いということになるのではなかろうか。

三 事案についての疑問

最後に、事案に少し疑問を述べておきたい。原審の事実認定や本判決の事実関係等の概要によると、B死亡の翌日がXの占有の起算点であるとされているようであるが、Xが本件不動産をどのような態様で占有していたのかが判然としない（Aが本件不動産の2階を賃借してそこに居住していることには言及があるにもかかわらず）。Bの生前から占有補助者として同居していたのか。そうではなく、Bの死亡により「占有権の相続」があり、その後移り住んできたことをもって、遡って取得時効の起算点をBの死亡の翌日と扱ったのか。あるいは、みずから住んではないが、賃借人のAから賃料を収受していることをもって間接占有者と扱ったのか。それとも、以上のいずれでもないのだろうか。

●—注

- 1) なお、その後Xは、Y₁に対し、本件訴訟の訴状において、民法884条所定の5年の短期消滅時効を援用した（Aに対しては援用しなかった）。その起算点がいつであるかにつき、XとYらとで主張が対立していたが、第一審も原審も本論点につき肯定説をとり、起算点を判断しなくても結論を出すことができたため、その点について特に判示はされなかった。
- 2) ここで「相続回復請求」というのは、Aを被相続人とする相続において、請求者（真正相続人）と相手方（表見相続人）のどちらがどれだけの割合でAを相続する資格を有するかが主たる争点となる請求のことである。本判決が引用する最大判昭和53年は、表見相続人が、他に共同相続人がいることについて「善意かつ合理的事由」を欠く者であるときには、民法884条の消滅時効を援用することが認められないとしているが、そのときでも当該表見相続人に対する請求が相続回復請求でなくなるわけではない。

- 3) 前田陽一「本判決原審解説」新・判例解説 Watch 文献番号 z 18817009-00-041562442（Web版2024年4月26日掲載）の注8を参照。
- 4) 法務省参事官室・民事第2課「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」（2020年）146～147頁。なお、改正法では、共同相続人の1人が取得時効を主張することの可否について、特段の規定は設けられなかった。
- 5) 本判決の解説として、加藤雅之・法教526号（2024年）105頁がある。
- 6) この点についての従来の学説は、やはり前田・前掲注3）解説の注1を参照。
- 7) 本稿では、この注を除き、表見相続人からの転得者が出てくる事例を想定しない。本判決を前提とすれば、いわんや転得者は、自己の占有による取得時効を援用するし、自己の占有に表見相続人の占有を併せて主張することもできる（民法187条。大判昭13・4・12民集17巻8号675頁はこれを認めていた）ことになろう。ただ、取得時効は基本的に有体物についてしか認められないし、取得できる権利も基本的に所有権に限られる（たとえば表見相続人から抵当権の設定を受けた者の保護のために、取得時効を使うことはできない）。善意の転得者の保護のためには、別の法理を用意すべきであろう（表見相続の場面をあえて扱わなかったが、金子敬明「フランスにおける表見所有権理論の適用の実際」名古屋大学法政論集295号（2022年）227頁参照）。
- 8) ドイツ民法典2026条は、「遺産占有者は、相続回復請求権が時効消滅していないあいだに、遺産に属するものとして占有している個物についての時効取得を、真正相続人に対して援用することができない」と規定している。大判明治44年や大判昭和7年は、この規定に影響を受けたものと推測されるが、大判昭和7年の評釈である我妻栄・法協52巻4号（1935年）780～781頁は、ドイツと日本の制度が大きく異なることを鋭く指摘する（第三者の信用の保護を強調する点も、いかにも我妻らしい）。本判決の要旨の第2段落は、我妻・同評釈781頁の指摘のコピーであると言って差し支えない。なお、フランス法については、小柳春一郎『仏日不動産法の現代的展開』（成文堂、2021年）35～42頁を参照（日本と同様の所有者不明土地問題が生じているとされるコルシカ島の事例が多い点が、とりわけ興味深い）。
- 9) 法務省参事官室ほか・前掲注4）143～144頁は、「占有の開始時点で、他の共同相続人が存在していない等と信ずるに足りる相当の理由があるとしても、その後に、当該理由がなくなったとき……や、占有する共同相続人が他の共同相続人の相続人としての権利を承認したときには、その取得時効の前提を欠く」と述べている。いつの時点で「善意かつ合理的事由」が存在すればよいのかという論点（最判平11・7・19民集53巻6号1138頁参照）と関連させて論じる必要があるだろう。